HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	家庭内犯罪に関する横断的研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	Zuo, Xingyu
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16203号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95107
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Zuo_Xingyu_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）　　氏名：左 婷雨

審査担当者
主査　教　　授　　小名木　明宏
副査　教　　授　　上田　信太郎
副査　特任教授　　城下　裕二

学位論文題名

家庭内犯罪に関する横断的研究

【概要】

本論文は、家庭内犯罪を中心に、その立法、解釈、特徴を比較法の視点から検討を加えたものである。論文の前半では、総論的観点から「家庭」、「家族」を論じ、第３章以降の後半では、各論的観点から「家庭」、「家族」と個別の犯罪を検討している。

序章では、新型コロナウイルスの流行を契機とした激動の時代において、「家庭」とは何か、その概念の変容が私たちの生活にどのような影響を与えるのかという問題意識を踏まえ、文化的・歴史的背景の差異に基づき、東アジア諸国と欧米諸国に分けて、それぞれの現行規定を整理し、各国の家庭に関する刑法規定を比較したうえで、「家庭」という概念が国境を越えた刑法上の課題であることを指摘する。

第一章では、社会制度としての家庭制度に関する問題を提起し、家庭の変容は、必然的に家族の変容と連動し、政治・経済の改革や発展がその背景にあると結論付け、さらに、婚姻制度の変容を考察する。とくに、この議論を通じて、ドイツの憲法判例を例に挙げ、社会状況を考慮した刑法の適用可能性について論じる。

第二章では、家庭内犯罪を考察する際に用いる基本的な理論を検討する。現代社会における暴力の性質は多面的であり、暴力を伴う家庭内犯罪における責任問題の重要性を指摘し、その基礎となる暴力の評価に関して、錯誤論という刑法的な見地から「合理的一般人」と「素人領域における並行的評価」における「素人」評価の概念を説明する。

第三章では、ドイツ、日本、中国の刑法における親族相盗に関する特別規定をめぐり、各国の議論及び裁判例を紹介し、検討している。とくに、ドイツは日本や中国と異なり、刑法で家族や家庭の範囲を詳細に規定しており、この規定が、ドイツにおける家庭内の問題を取り上げる際の重要な根拠となっている。日本と中国はドイツのように刑法で明確には親族の範囲を規定していないが、歴史・文化および社会的感覚で「家庭観・家族観」が形成されており、家庭内の財産犯罪に対する処罰を極力回避しようとする立法上の傾向があることを指摘する。

第四章では、家庭内での自由に対する犯罪を考察する。まず、刑法における「自由に対する犯罪」における「自由」の概念を説明したうえで、ドイツでの近親相姦の処罰規定と判例、ドイツ、日本、中国におけるカップル間の性的強要に関する規定や判例、結婚を目的とする

人身取引と強制結婚を考察し、ジェンダー的視点から自由に対する犯罪を見直すべきであるという方向性を示す。

第五章では、家庭内での生命・身体に対する犯罪を考察する。まず、日本の尊属殺違憲判決を通じて、尊属殺、卑属殺について論じ、続いて、カップル間の殺人を比較法的視点から考察する。さらに、暴力事犯、虐待、遺棄などについて検討し、実務においては、家庭内で発生する犯罪は被害者や他の家族構成員の意思が極めて重視される傾向があると分析する。

終章は、論文の用語を整理し、全体を総括したうえで、議論を発展させるための今後の課題を提示している。

【評価】

このように本論文は、家庭内で行われる犯罪という問題をドイツ、日本、中国の三か国の法制度について網羅的に検討し、それぞれに特有の問題を抽出して家庭内犯罪の持つ刑法上の意義を検討するものである。

問題提起にあたる序章に続く第一章と第二章は、本論文全体における総論の役割を果たしており、家庭とは何か、家族とは何か、家庭内における犯罪とはどのような現象かを哲学、歴史、社会学といった多面的なアプローチにより分析しており、この点は従来の純粋な法律論を超えるものとして、発想の斬新さが認められる。そして、この視点が後に続く論述の基盤を形成している。

後半部分の第三章以下は、各論にあたる部分であり、家庭、家族というキーワードから刑法各則の個別の構成要件の解釈を試みており、いわば従来からある解釈論に新たな切り口で検討を加えている。わいせつ罪やDVといったジェンダー論的なアプローチは現在では珍しいものではないが、本論文は、家庭、家族という中立的な概念を用いて解釈論を試みるものであり、従来とは異なる斬新さが認められる。

周知のように、ドイツ刑法の解釈は、日本刑法はもとより、最近では中国刑法の解釈において、少なからぬ影響力を持っており、大枠において共通する部分も多いが、その条文の違いもあり、統一した解釈基準が形成されているわけではない。本論文はその点も意識して、三か国における解釈の違いに配慮しながら、家庭と家族という切り口から、家庭内で発生する犯罪現象の分析を行っている。とくに、三か国の判例を広く取り扱っており、解釈における具体的な問題点を各国の裁判所と学説がどのように意識してきたかを詳細に紹介している。これらを考慮すると、意欲的な論文であると評価できる。

他方で、本論文に対しては、①第二章の意義と内容が全体の中でどのような意味合いを持つのかが不明確であり、他章との関連性を詳述すべきである、②法制度の異なる三か国の比較について、各国の相違は理解できるものの、それらの相互の関係性についての分析は必ずしも十分ではなく、採用されるべき結論が明瞭ではない、③家庭、家族という視点からのアプローチの斬新さは理解できるが、刑事政策的な分析に重点を置いているのか、解釈論に置いているのかが明確ではない、④未解決のまま今後の検討に委ねるとした部分が少なくない等の指摘がなされ、これらについては口頭試問でも議論が交わされ、これに基づいて、論文公表時には修正する見込みも示された。

このような個々の問題点の指摘があるものの、総合的に見ると、本論文はドイツ、日本、中国の三か国を鳥瞰する比較法的な見地からの網羅性、家庭内犯罪が持つ現代的な意義の重要性とそれに対する問題関心の広さを備えていることからも高く評価することができる。よって、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものとして、合格と判断した。